

答申(個)第4号

平成20年(2008年)3月21日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成19年12月28日付け札北保一第948号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「平成 年 月 日付け指示書の記載内容について、記載内容に係る事実を調査し、具体的に判断した書類」の開示請求に対する個人情報非開示決定に係る異議申立て

諮問(個)第3号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「平成 年 月 日付け指示書の記載内容について、記載内容に係る事実を調査し、具体的に判断した書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）について、札幌市長（以下「諮問庁」という。）がこれを文書不存在につき非開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

#### 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成19年9月13日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、本件請求をした。

#### 2 非開示決定

本件請求に対し、諮問庁は文書不存在のため非開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年9月26日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った本件処分を不服として、平成19年10月22日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てをした。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

諮問庁が平成19年9月26日付けで通知を行った本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

平成 年 月 日付け指示書の負債の内容が、「また、あなたは現在多額の負債を抱えています。この借金の返済及び新たな借金については、最低限度の生活の維持の観点から認められません」と指摘したこと自体が判断の根拠とすべき証拠となる書類の存在を相手に対して確認させる文言である。

「この借金の返済」とする理由が、現在多額の負債を根拠として指摘したことで、まさに「現在の事実」として証明したことになる。

今回の行為は、本人自身が事実を確認していない借金を、調査せず、証拠書類不在の中で一方的に文書化して指摘した行政行為である。

行政手続法では、要件に該当する具体の事実を特定して付記するとともに、裏付ける証拠資料なども明示されなければならないとあり、私自身「証拠の書類」を法的

に要請する権利がある。

よって、本件請求に係る書類が存在しないとする法律上の判断の根拠としての理由は認められない。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

##### 1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件請求に対し非開示とされた次の個人情報である。

「指示書（平成 年 月 日付け札 第 号。以下「指示書」という。）の記載内容に係る事実について調査し、具体的に判断した書類」

##### 2 文書不存在の理由について

(1) 異議申立人が平成 年 月 日付けで札幌市に提出した生活保護開始申請書の添付書類として提出のあった資産申告書の債務欄に「 年前に 円ぐらい」の記載があり、この申告に基づき指示書に「あなたは現在多額の負債を抱えています」と記載したが、この負債について本市が具体的に調査した事実はなく、本件対象個人情報は存在しないため、非開示とした。

(2) 生活保護制度は、被保護者の最低限度の生活を保障するものであり、被保護者に対して給付される保護金品が借金返済に充当されることにより、安定した生活ができなくなる可能性がある。異議申立人については過去の負債に関する申告があったため、法律相談等を活用して所定の手続をとることにより、借金返済に追われることのないようにとの配慮から、指示書において生活保護法（昭和25年法律第144号）第27条第1項及び第2項に基づき必要最小限の指示を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る非開示決定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の個人情報であると認められる。

「指示書の記載内容に係る事実について調査し、具体的に判断した書類」

##### 3 本件対象個人情報の存否

## (1) 生活保護法の規定及び運用

生活保護制度は、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、被保護者に対して金銭及び現物の給付を中心として行うものである。生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、保護の実施機関は、生活保護の要否を判断するために必要な調査を実施することとなるが、当該調査はあくまでも生活保護の要否及び程度を判断するために必要な事項を対象とするものであり、必ずしも負債に係る調査をする必要はないものと解される。

また、生活保護法第27条第1項では、「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定し、被保護者が課せられている義務を果たさない場合及び保護の実施機関が保護の目的達成のために必要と認められた場合に指導又は指示をすることができるものとしている。この指導又は指示は、保護の実施機関が実施する必要な調査の中で判明した事実に基づいて行うだけでなく、被保護者の申告に基づいて行うこともあることから、必ずしも事実の調査を前提としているものであるということとはできない。

## (2) 本件請求の場合

本件請求に係る事実経過は、異議申立人が生活保護開始申請をした際に、当該申請書の添付資料として、「 年前に 円ぐらい」の負債があった旨を記載した資産申告書を諮問庁に提出し、この申告に基づき、異議申立人に対し諮問庁が本件指示書を交付し、その後、指示書の負債に係る記載内容を不満とする異議申立人からの申立てに基づき、文章表現を修正した同一文書番号の指示書を諮問庁が再度発行し、異議申立人に改めて交付したというものである。

### ア 負債の調査について

生活保護申請者から負債についての申告があった場合に、負債に係る領収書等を提出させる等の方法により当該負債の事実及び負債額等の確認を行うことはあり得るが、上記(1)のとおり、諮問庁が行う調査は生活保護の要否を判断するために必要な調査を対象としている。したがって、異議申立人が資産申告書に記載した負債の事実関係について必ず調査をしなければならないとする法的義務はなく、負債の事実について調査した文書が存在しないとする諮問庁の説明を疑う特段の理由はない。

### イ 指示に係る調査について

諮問庁は、債務を抱えている被保護者に対しては、生活保護の目的達成のため、一般的に借入金の返済及び新たな借入をしない旨の指示をするものであり、また、本件指示書の交付については、資産申告書の債務欄に記載された負債の内容を基に、生活保護費が借金の返済に充てられることにより安定した生活が脅かされることのないように必要最小限の指示をしたものであり違法性はないと主張している。

これらの主張について検討したところ、指示書の記載内容は、確かに現に負債が存在しているかのように読まれる可能性があり、やや正確性に欠けるといわざ

るを得ず、異議申立人に誤解を与えかねない表現となっている。しかし、諮問庁は、その後改めて負債に係る表現を修正した同一文書番号の指示書を発行しており、その記載からも、異議申立人が資産申告書に記載した負債の内容を指示の根拠としていることは明白である。

したがって、この指示は、生活保護の目的達成に必要との判断に基づき、異議申立人が資産申告書に記載した負債の内容を根拠として、今後借金の返済及び新たな借入をしないようにとの趣旨によるものであり、生活保護法第27条第1項の規定に基づいたものである。同項に基づく指示を行うに際しては、上記(1)のとおり、具体的な調査を行う法的な義務は必ずしも存在せず、また、本件においてそのような調査を行っていないとする諮問庁の主張を覆すだけの根拠を見出すことはできない。

### (3) まとめ

以上のことから、諮問庁が生活保護法の趣旨にのっとり、異議申立人の生活保護開始申請に対して、異議申立人の負債に係る事実を具体的に調査する義務はなく、異議申立人の申告のみに基づいて指示を行ったことを疑う理由もないことから、本件対象個人情報が存在しないとする主張に特段の不合理・不自然な点はない。

## 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査経過

次表のとおり

| 年 月 日                    | 審 査 経 過                  |
|--------------------------|--------------------------|
| 平成19年12月28日              | 諮問書及び諮問庁の個人情報非開示理由説明書を受理 |
| 平成20年 1月22日              | 異議申立人の意見書を受理             |
| 平成20年 2月 6日<br>(第49回審査会) | 審議(事案の経過・概要等)            |
| 平成20年 2月18日<br>(第50回審査会) | 諮問庁からの事情聴取及び審議           |
| 平成20年 3月11日<br>(第51回審査会) | 審議                       |
| 平成20年 3月21日              | 答申                       |